

○浜田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定等に関する規則

令和 3 年 3 月 31 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定及び届出に係る事務については、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (2) 住宅性能評価 住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。
- (3) 住宅性能評価書 住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書をいう。
- (4) B E L S 評価 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価をいう。
- (5) B E L S 評価書 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(軽微な変更の説明書等)

第 3 条 適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（省令第 3 条に規定する軽微な変更に限る。）をした場合において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項又は同法第 18 条第 17 項の規定による完了検査を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

(様式第 1 号。次項において「変更説明書」という。)を建築主事に提出するものとする。

- 2 前項の変更が変更説明書に掲げる再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)であるときは、省令第 11 条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面(以下「軽微変更該当証明書」という。)を添付するものとする。
- 3 前項に規定する軽微変更該当証明書を求めようとする者は、軽微変更該当証明申請書(様式第 2 号)の正本及び副本に、それぞれ省令第 1 条第 1 項に規定する図書及び当該計画の軽微な変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を市長が行った場合においては、軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第 1 条第 1 項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明申請書の提出を受けた場合において、当該変更が省令第 3 条に規定する軽微な変更であると認められる場合は、軽微変更該当証明書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(市長が必要と認める書類)

第 4 条 省令第 12 条第 1 項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受けた場合(一戸建ての住宅に係る住宅性能評価であって、日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)に定める断熱等性能等級に係る評価が等級 4 に該当し、かつ、一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 又は等級 5 に該当する場合に限る。)は、当該登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書の写し
- (2) B E L S 評価を受けた場合(建築物全体に係る B E L S 評価であって、一次エネルギー消費量基準に適合している場合に限る。かつ、住宅にあつては、外皮基準に適合している(共同住宅にあつては、全ての住戸が外皮基準に適合している)場合に限る。)は、B E L S 評価書の写し

(市長が不要と認める図書)

第 5 条 省令第 12 条第 4 項の規定により市長が不要と認める図書は、前条第 1 号又は第 2 号に掲げる図書の写しを添えた場合は、省令第 12 条第 1 項

に掲げる図書のうち仕様書、各部詳細図、各種計算書、機器表（昇降機にあっては、仕様書）及び系統図とする。

（市長が定める用途）

第6条 浜田市手数料条例（平成17年浜田市条例第70号）別表第11第1項第1号に規定する工場その他のこれに類するもので市長が定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 倉庫
- (2) データセンター
- (3) 卸売市場
- (4) 火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (5) 水産物の増殖場又は養殖場
- (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する用途

（名義等変更届）

第7条 法第12条第3項又は法第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた建築物の建築主は、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第4号）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

（取下届）

第8条 法第12条第1項若しくは同条第2項の規定による計画書の提出をした者、法第13条第2項若しくは同条第3項の規定による通知をした者又は第3条第3項の規定による申請書を提出した者は、当該計画書等を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。